

随意契約理由書

件名	グリーンスローモビリティ（車両）
契約の相手方	（株）モビリティワークス
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約理由	<p>グリーンスローモビリティは、時速 20km 未満で公道を走る電気自動車で、環境負荷を軽減、低速による安全性、コミュニティ創出の装置としての機能を有しており、まちびらきから約 60 年が経過した千里ニュータウン地区で、高齢化や生活様式の変化に伴う課題を解決するために、当該車両により、令和 5 年に地区内を走行する取組みを開始しました。令和 5 年度 of 取組みでは、住民ボランティアの運転により、共助型の移動支援を行い、アンケート調査でも外出意欲が向上するなど一定の効果が確認できたことから、令和 6 年度以降の安定的な事業推進をするため、車両を購入することとなりました。</p> <p>グリーンスローモビリティは、製造しているメーカーや代理店の情報が少なく、把握が困難であるため、市ホームページにて販売可能業者の可否を確認する公示を実施しました。</p> <p>その結果、（株）モビリティワークスのみから販売可能の意向を示す業務履行可能確認申立書の提出があり、当該車両の取扱可能事業者は（株）モビリティワークスのみと判明したため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を行うものです。</p>
備考	